

令和7年度愛知県孤独・孤立対策事業実施業務 企画提案募集要領

1 業務概要

(1) 目的

令和6年4月に施行された「孤独・孤立対策推進法」に基づき、県民・支援者に対し、孤独・孤立対策に関する理解の促進を図るとともに、様々な理由で孤独・孤立で悩む方々などへの相談窓口等について発信をするため。

(2) 業務名

令和7年度愛知県孤独・孤立対策事業実施業務

(3) 委託内容

「孤独・孤立対策事業委託仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限

2,843,366円（消費税及び地方消費税含む。）

(5) 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

2 応募資格

応募者は、以下の全ての要件を満たす者とする。

(1) 企画提案書提出期限の時点において、愛知県会計局が作成した「令和6・7年度入札参加資格者名簿」のうち大分類「03. 役務の提供等」のうち中分類「03. 映画等製作・広告・催事」、小分類「01. 映画等製作」「02. 広告」「03. 催事」「04. デザイン」の全てに登録されている者であること（ただし、細分類「その他」は除く。）。

(2) 愛知県内に本社、支社、営業所又は事務所を有すること。

(3) 企画提案書の提出期限において、地方自治法施行令第167条の4に該当しないものであって、「愛知県会計局指名停止取扱要領」に基づく指名停止を受けていないこと。

(4) 企画提案書の提出期限において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）」に基づく排除措置を受けていないこと。

3 募集期間

令和7年5月27日（火）午前9時から令和7年6月10日（火）午後5時まで

4 応募方法

(1) 提出書類

別紙「企画提案書作成要領」に基づき、必要書類を提出すること。

(2) 提出期限

令和7年6月10日（火）午後5時まで（必着）

(3) 提出方法及び提出先

持参又は郵送又は宅配便に限る（電子メール及びFAXによる応募不可。）。

・持参する場合の受付時間は、土・日・祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

・郵送する場合は、書留郵便により下記宛てに送付すること。

〒460-8501（住所記載不要） 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

愛知県福祉局福祉部地域福祉課 生活困窮者支援グループ（末松）

（４）問合せ先

本業務に関し質問等がある場合は、令和7年6月3日（火）午後5時までに電子メールで送信すること。質問等への回答は、令和7年6月9日（月）午後5時までに、質問者に電子メールにて送信する。

ア メール送信先

chiikifukushi@pref.aichi.lg.jp

イ メールの件名

令和7年度愛知県孤独・孤立対策事業に関する質問について

（５）注意事項

ア 企画提案は、1者につき1件とする。2件以上を提出した場合は、すべての企画提案について無効とする。

イ 応募資格を有しない者の応募や、提出書類に不備がある場合は受理しない。

ウ 提出書類の作成及び提出に必要な経費は応募者の負担とする。また、提出書類はいかなる理由があっても返却しない。

エ 採用された企画提案書の著作権は愛知県に帰属する。

オ 行政文書開示請求があった場合は、採用となった企画提案書については、開示することとする。不採用となった企画提案書については、応募者の意見を踏まえたうえで愛知県が判断する。

カ 企画提案の選定は契約の相手方を選定するための手続きであり、業務の実施においては企画提案の内容を最低限の内容とし、県と被選定者が協議して実施内容を決定する。

キ 企画提案書提出後に辞退する際は、辞退理由を記載した辞退届（様式任意）を提出すること。

ク 次の各号に該当した場合、応募者は失格になる場合がある。

ａ 提出書類に明らかな不備、虚偽の内容がある場合、若しくは指示事項に違反した場合

ｂ 県職員又は企画競争関係者に対し、企画競争に係る不正な接触の事実が認められた場合

5 契約条件

（１）契約保証金

愛知県財務規則第129条の2の規定に基づき、契約金額の100分の10以上の額とする。

ただし、契約の相手方が財務規則第129条の3の各号に該当する場合は、全額免除とする。

（２）委託方法

事業実施に当たっての企画提案を公募により広く募り、最も優れた企画提案者として選定された1者と業務仕様及び契約金額を委託契約限度額の範囲内で協議した上で、委託契約を締結する。

なお、万一協議が不調に終わった場合は、次点の者と協議するものとする。

（３）支払方法

精算払とする。

(4) その他

企画提案の内容に基づく見積金額は、同一条件において、その額を超えることは認めない。

なお、契約金額については提案内容を勘案して決定するため、経費見積書記載の見積金額と同額にならない場合がある。

6 審査方法

(1) 審査手順

別に設置する「令和7年度愛知県孤独・孤独対策事業に係る企画提案審査委員会」において、一次審査（書面審査）及び二次審査（プレゼンテーションによる審査）を行う。審査委員会は非公開とし、審査の経過等審査に関する問合せには応じないこととする。

一次審査の選考通過者は3者とし、応募者全員に選考結果を書面により通知する。ただし、応募数が3者未満の場合は、一次審査は実施しない。

二次審査は、以下のとおり実施する。

ア 日程

令和7年6月18日（水）午前（予定）

1者あたり15分程度のプレゼンテーションの後、質疑応答を行う。

イ 会場（予定）

愛知県三の丸庁舎内（名古屋市中区三の丸二丁目6番1号）

ウ 注意事項

a 二次審査の詳細は、プレゼンテーション参加者の決定後に通知する。

b プレゼンテーション資料は、応募時の提出書類のみとし、パソコン、プロジェクター等の機器は使用できない。また、企画提案書提出後の資料の差し替え及び追加資料の提出は一切認めない。

c プレゼンテーションに参加しない者は、応募を辞退したものとみなす。

d 審査結果は、プレゼンテーション参加者全員に対し、書面で通知する。

e 二次審査への出席に係る費用は企画提案者の負担とする。

(2) 審査基準

審査委員会においては、以下の項目などについて評価し、総合的な審査を行う。

ア 現状分析

孤独・孤立対策に関する正しい知識を有し、現状及び課題が適切に整理されているか。

イ 広報・集客

集客に期待ができる内容となっているか。集客のための工夫がされているか。

ウ 事業の的確性

開催日時・場所、見積額、出演者の人選、事業内容は適切なものとなっているか。

エ 啓発資料の内容

啓発すべき内容を的確に捉えた、分かりやすいものとなっているか。デザインが魅力的な内容であるか。

オ 事業効果

目的を果たす事業効果が期待されるか。

カ 事業実施能力

事業を確実に実施する能力を有しているか（過去実績、人員配置、危機管理等）。

キ その他（社会的価値の実現に資する取組）

環境マネジメントシステムの導入、障害者法定雇用率の達成、障害者就労施設等からの調達、女性の活躍促進、ワーク・ライフバランスの推進、エコモビリティライフの推進、安全なまちづくりと交通安全の推進、健康づくりの推進